

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集結果について

令和 4 年 7 月 29 日
厚 生 労 働 省

令和 4 年 5 月 12 日から令和 4 年 6 月 10 日までの期間、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、1 件の御意見をいただきましたが、検討の結果、今般の意見募集した当該政令の一部改正は行わず、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定めるもの（平成 26 年厚生労働省告示第 428 号）の一部を改正することと致しました。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当：厚生労働省健康局難病対策課